

研究 成 果 報 告 書

(国立情報学研究所の民間助成研究成果概要データベース・登録原稿)

研究テーマ (和文) AB		産業廃棄物の不法投棄削減のための経済インセンティブメカニズムの構築について			
研究テーマ (欧文) AZ		Designing an Economic Incentives Mechanism for Eliminating Illegal Dumping of Industrial Waste			
研究氏 代 表 名 者	カナ CC	姓)	名)	研究期間 B	2003 ~ 2005 年
	漢字 CB	渡部	照洋	報告年度 YR	2005 年
	ローマ字 CZ	Watabe	Akihiro	研究機関名	神奈川大学
研究代表者 CD 所属機関・職名		渡部照洋 神奈川大学経済学部・教授			
概要 EA (600 字～800 字程度にまとめてください。) 産業廃棄物は、発生者が処理業者に産廃の処分を委託し、その処分費用を支払うことにより、最終処分場に運搬、処分される。しかし、処理業者が、不法投棄により経済的便益を得ることが可能な場合、すなわち処分費用の削減が不法投棄により可能となる場合、不法投棄を行うインセンティブが発生する。 処理業者は、不法投棄が発覚しないような努力(発覚の確率を下げる努力)をする。一方、発生者は、委託契約時に処理業者に対して、不法投棄を行わないようなインセンティブを与える必要がある。しかし、発生者が処理業者の合法的処分費用を正確に把握していない場合(発生者と処理業者との間に処分費用に関する情報の非対称性が存在する場合)、どのように委託費用を支払うかが大きな問題となる。 本研究では、発生者が委託契約の際に、「あめとむち」の契約をすることにより、処分業者が不法投棄を回避するインセンティブが働くことを示した。具体的には、もし、不法投棄が発覚した場合は、その処理費用を処分業者に求めるものである。しかし、処分業者が処理費用の支払い能力のない場合は、「むち」を使用することができなくなる。よって、処理業者の支払い能力の範囲内での産廃処分量を決め、委託することになる。 社会的厚生面では、現行の法制度に反して、不法投棄により生じる処理費用の責任を100%発生者へ転嫁する(発生者の厳格責任)ことが望ましい。これにより、発生者は、委託契約の際に、不法投棄を回避するようなインセンティブを最大源処理業者へ与える努力を行う。また、処理業者に対しては、損害賠償責任というよりは、むしろ、法的処分(例えば、業者としての取り消し処分、あるいは処罰)の方が効果的である。					
キーワード FA	不法投棄	経済インセンティブ	厳格責任		

(以下は記入しないでください。)

助成財団コード TA					研究課題番号 AA								
研究機関番号 AC					シート番号								

発表文献（この研究を発表した雑誌・図書について記入してください。）									
雑誌	論文標題 ^{GB}								
	著者名 ^{GA}		雑誌名 ^{GC}						
	ページ ^{GF}	～	発行年 ^{GE}					巻号 ^{GD}	
雑誌	論文標題 ^{GB}								
	著者名 ^{GA}		雑誌名 ^{GC}						
	ページ ^{GF}	～	発行年 ^{GE}					巻号 ^{GD}	
雑誌	論文標題 ^{GB}								
	著者名 ^{GA}		雑誌名 ^{GC}						
	ページ ^{GF}	～	発行年 ^{GE}					巻号 ^{GD}	
図書	著者名 ^{HA}								
	書名 ^{HC}								
	出版者 ^{HB}		発行年 ^{HD}					総ページ ^{HE}	
図書	著者名 ^{HA}								
	書名 ^{HC}								
	出版者 ^{HB}		発行年 ^{HD}					総ページ ^{HE}	

欧文概要^{EZ}

This research examines the delegation of industrial waste disposal from a waste generator to a waste handler, under the presence of adverse selection and moral hazard, when the waste handler may engage in illegal dumping if it is economically beneficial to do so. The problem is posed as providing incentives for legal disposal from the waste generator to the waste handler through incentive contracts. When the waste handler is at large asset base, the waste generator employs the reward and the penalty to discourage the waste handler to conduct illegal dumping. When the waste handler is at small asset base and may face the potentials of bankruptcy if illegal dumping is detected, the waste generator employs only the reward to discourage illegal dumping. Regardless of the waste handler's asset level, strict liability of the waste generator will attain the highest social welfare level. Furthermore, non-pecuniary sanctions on the waste handler such as revoking licenses or imprisonment will have additional effects on legal disposal.